

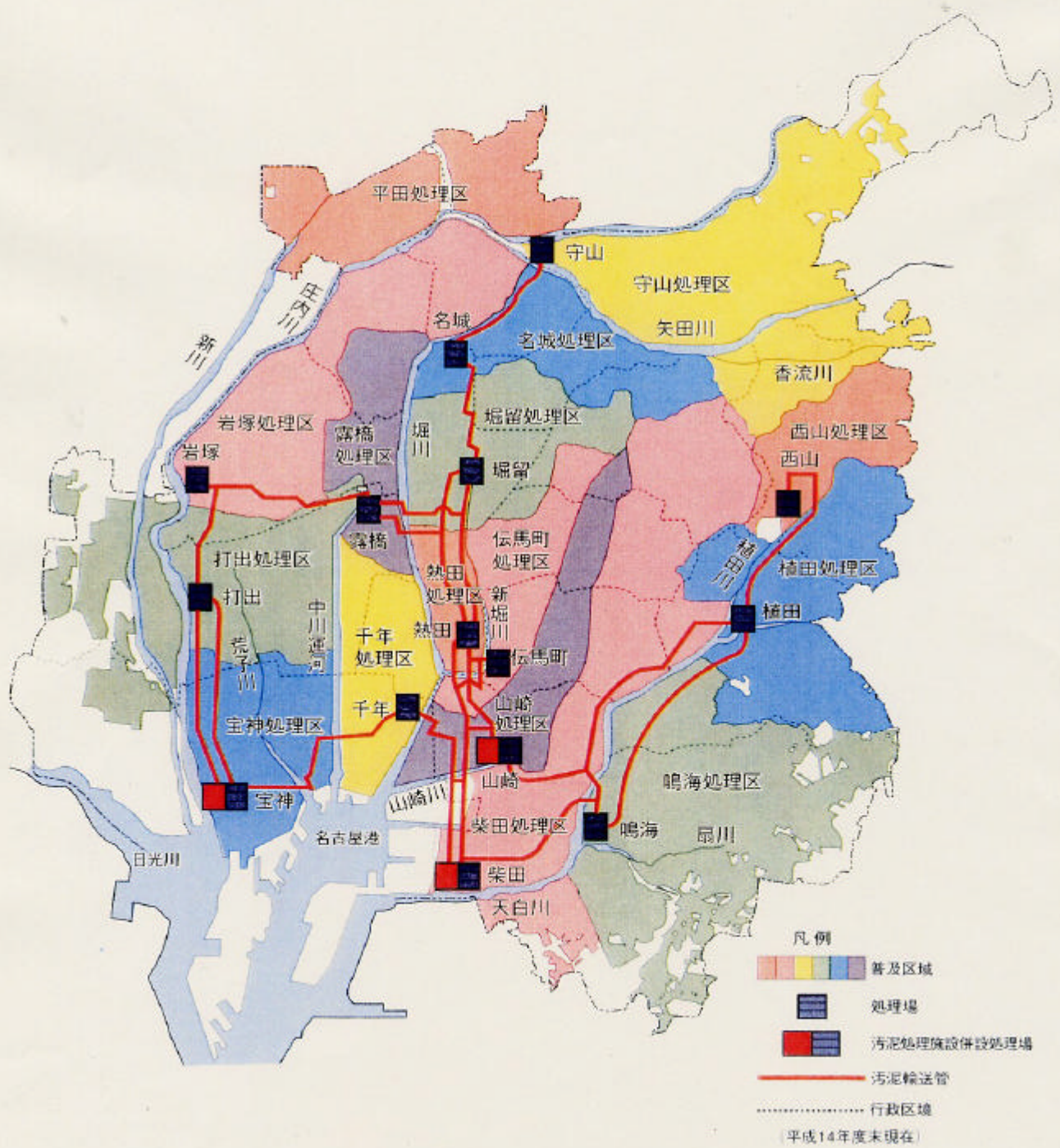
整理番号	市民等の意見の内容	事業者の見解
1	<p>・全国的にも希少なコアジサシ・シロチドリといった渡り鳥の繁殖地が危機的状況にある中、実験的にコアジサシのコロニーが、比較的まとまった場所の河口部にある公共用地の屋上が活用され造られている例を鑑み、当施設にもそのような点を検討されたい。尚、近くに環境省藤前干潟観察センター等の施設の建設も予定されているため、何か連携したコンセプトを持った「水環境や河川」について学習する事が出来るし、かけを考えるとよい。</p>	<p>本施設においては、下水道を始めとする水環境に関する学習的・教育的施設も検討したいと考えております。</p>
2	<p>・事業の目的は理解するが、大規模箱型の旧来の施策による整備と言わざるをえないです。新川の上流部の五条川に県の整備で設けられた左岸流域下水道終末処理場である「汚泥」処理で有機質の肥料「五条ソイル」製造の如く、緑政土木で整備される東山植物園なり大規模公園での緑化実施で使用が可能と思うが、 ・事業の目的欄最後の事項、循環型社会の形成に寄与するとありますが「脱水ケーキ」乾燥後の廃棄物全量の焼却処分では発電による「熱電併給」が可能になるとしても、地球(土壌及び海洋)に起源を持つ動植物を人間が摂取しての廃棄物処理でするので、有機質肥料製造が本来の「地球に戻す」循環ではないのか?。有害ガス除去はするが排気ガスで大気汚染を加えてはいないか。</p>	<p>汚泥の堆肥化は、その発生量に比較し市内における緑農地利用での見込みが極めて少ないこと、さらに緑農地利用は時期的に限られることから、本市では、焼却によって汚泥をさらに減量化し、有効利用しやすい焼却灰の建設資材化を進めることとしております。本施設においては、焼却工程で得られる熱エネルギーの効率的な利用を検討するとともに、関係法令の遵守はもとより、環境への負荷削減に効果的な技術の採用を図ることとしております。</p>
3	<p>・周辺施設への熱供給をうたっているが、現実として市営住宅の立替での新しいエネルギー使用の「電化マンション」等への対応はミスマッチに移るが、主にタイムラグとして、民間企業の「二チ八」転移は無いはずだが、</p>	<p>熱供給については、周辺開発の進捗状況を踏まえた検討が必要であります。一方、下水道事業においては、公営企業会計方式を採用しておりますことから、投資に見合った効果が必要であり、今後、金城ふ頭を始めとする周辺地域の開発状況を十分調査し、名古屋港管理組合等も含めた関係機関と協議のもと、検討していくと考えております。</p>
4	<p>・敷地面積の20%以上を緑地整備としているが、30%整備を目標として、植栽する樹木も広葉の常緑樹主体で、近くにバードサンクチャー(ラムサール条約の登録地)がある事から野鳥のえさとなる大豆(くらい)の大きさの実のなる木を植えるべきでは、</p>	<p>20%以上という数値は、「名古屋市公害防止条例施行細則」で示されている必要数値であり、本施設ではさらに高いレベルの目標設定を考えております。また、植栽の種類等につきましても、今後、多方面からの意見をいただきながら決定していきたいと考えております。</p>
5	<p>・この施設完成前には「西名古屋港線」旅客化が完成していますので、名城処理場内にある「下水道科学館」の移転も考えられるのでは、</p>	<p>本施設は、名古屋港湾計画等も十分考慮した施設計画を検討する考えであります。また、市民の方々には、下水道のしくみをより理解していただけるような、いわゆる学習的・教育的施設の位置付けも視野に入れた施設計画を進める考えであります。</p>
6	<p>・名称がまぎらわしい。「リサイクルセンター」というが、主要な業務は「汚泥の中間処理としての焼却」である。焼却灰の一部を「再利用」する計画としても、再利用そのものを行うわけではない。「リサイクルセンター」というのは誤解を与える名称である。「仮称」といっても、即刻名前を変更すべきである。</p>	<p>本施設は、焼却灰の利用とともに廃熱利用も行い、リサイクル社会の構築に寄与していくことを目的とし、「空見スラッジリサイクルセンター(仮称)」としております。今後、名称を確定するにあたりましては、様々な方面からの意見も伺いながら決定していきたいと考えております。</p>
7	<p>・汚泥量の推計の根拠を明確にすべきである。下水の高度処理と合流式下水道の改善により汚泥量が増加する(p3)としているが、それぞれの程度増加するのか、その推定根拠を明らかにすべきである。</p>	<p>資料、の通り、原因別(下水道整備によるもの、高度処理化によるもの、合流式下水道の改善によるもの)に分けて、現状と将来における発生汚泥量を推定しております。</p>
8	<p>・汚泥を焼却するときに、「凝集剤」も当然焼却されることになる。したがって、凝集剤については「高分子凝集剤」というだけでは不十分であり、その具体的内容と予定使用量について明らかにすべきである。</p>	<p>準備書作成段階までには技術評価をすすめ、機種等についての選択肢を絞りながら、施設の具体的な能力等について明らかにしたいと考えております。このため、凝集剤の具体的な種類や予定使用量につきましても、現段階においては確定できない状況であります。なお、現在、下水道で使用されている高分子凝集剤としては、カチオン系凝集剤が多く使用されており、添加率としては汚泥中固形物量に対して概ね1%程度となっております。</p>
9	<p>・焼却灰の有効利用について、「一層のリサイクルの促進」(p3)としているが、年度ごとの利用量、利用率について目標を明らかにすべきである。</p>	<p>焼却灰は、土質改良材等の建設資材に有効利用されており、平成13年度実績での有効利用率は約75%となっております。今後、現在進めている建設資材への利用の拡大を図るとともに、新たな用途についての技術開発を進めるとし、平成22年度において有効利用率90%を目標としております。</p>
10	<p>・汚泥量を増加させない工夫。汚泥量を増加させない取り組みが求められる。一部では、ディスポーザーの設置が進行しているとも言われる。名古屋市としては、ディスポーザーが普及してもその分生ごみが減少するからよいと考えるのか、下水道処理施設への負荷が増大し、環境への負荷が増加するから望ましくないと考えているのか、まず原則を明らかにすべきである。その上で、汚泥量を減少させる方策を打ち出すべきである。</p>	<p>ディスポーザーの使用については、下水管の閉塞、悪臭の発生、処理場負荷の増大等の課題があることから、名古屋市上下水道局では、市民の皆様にも自粛をお願いしているところであります。現在、処理槽付きディスポーザーにつきましては認めておりますが、今後のあり方については、全国レベルで設置されている「排水設備等制度調査専門委員会」における対応を見ながら考えてまいります。</p>
11	<p>・汚泥焼却について、汚泥の焼却量を減少させる方策を検討すべきである。汚泥の処分方法は、焼却だけではないはずである。すでに「メタン発酵」などによりメタンを有効利用する方法などが実践されている。こうした方向について全く考慮されなかったのか。検討したのならその内容を、検討していないのであればすみやかに検討すべきである。</p>	<p>メタンを利用する方法としては消化という工程が必要となり、通常、他都市の事例では、濃縮-消化-脱水-焼却というプロセスがとられています。本事業での導入についても検討は行いましたが、汚泥消化については運転操作の複雑化や返流水質の悪化、大きな消化タンクによる景観の悪化といった課題もあると考えております。また、消化施設の配置に必要な敷地面積として、さらに約4haが必要となることから、本事業での導入は困難であると考えております。</p>

12	<p>・環境影響評価項目について、供用時の「水質・底質」については、「宝神下水処理場へ返送処理する」との理由で項目として抽出されていない。(p65)処理汚泥量の増加などで、排出される汚水量も増加すると考えられる。現在の宝神下水処理場からの排出量、排出水の水質、「空見スラッジ濃縮・焼却施設」完成時の宝神下水処理場からの排出量、排出水の水質について明らかにすべきである。その上で、「環境影響評価項目」として抽出すべきかどうかを検討しなおすべきである。</p>	<p>本施設からの返流水が返送された場合、宝神下水処理場における放流水負荷量については、資料 1 のように推定しております。 現状と、空見の第1期分(全体計画の1/4能力相当施設)における水質項目(BOD、COD、SS、N、P)を比較しますと、濃度、負荷量ともに全項目で、空見第1期分が現状に対して下回ると推定しております。さらに、宝神下水処理場の増設施設が高度処理対応となり、かつ空見の全体計画の返流水が返送された場合でも、現状に比べ濃度、負荷量ともに全項目で下回ると推定しております。</p>
13	<p>・P3 第2章 1-2建設の目的 について、増加する汚泥については焼却処理が大前提として、計画が組まれているが、焼却処理では排ガス、焼却灰、発生熱など環境に対する負荷が存在します。焼却以外の処理についても検討すべきです。</p>	<p>焼却以外の処理として堆肥化がありますが、汚泥の堆肥化は、その発生量と比較し市内における緑農地利用での見込みが極めて少ないこと、さらに緑農地利用は、時期的に限られることから、本市では、焼却によって汚泥をさらに減量化し、有効利用しやすい焼却灰の建設資材化を進めることとしております。本施設では、焼却工程で得られる熱エネルギーの効率的な利用を検討するとともに、関係法令の遵守はもとより、環境への負荷削減に効果的な技術の採用を図ることとしております。</p>
14	<p>・P5 第2章 2-3事業計画の概要 について、名古屋市の発生汚泥量は約34,000立方メートル(日平均)が見込まれ、該当事業での計画汚泥量が日平均で20,000立方メートル、日最大27,000立方メートルとされていますが、発生するから焼却するという発想から抜け出して、発生汚泥量を減少させる方法を検討すべきです。</p>	<p>将来の発生汚泥量は、資料 1 に示す通り、現状より増加すると考えております。下水汚泥の減量化は、下水処理が生物処理によって、下水中の汚濁負荷を汚泥中に移行させるというシステムの特性からいって、処理前に減量が可能な都市ごみとは違って難しい点があります。 水域への放流負荷量を削減させ、水環境の向上を図っていくためには、汚泥量の増加は避けられないものと考えております。</p>
15	<p>・P10～12 第3章 事前配慮の内容 について、事業計画地が隣接する西側水域は770haが国設藤前干潟鳥獣保護区に指定され、うち323haは特別保護区であり、ラムサール条約登録地です。この水域とここに生息する鳥類を始めとする生物に対する負荷の低減がまったく記載されていません。建設作業時、施設の存在・供用時ともに自然環境の保全、快適環境の保全と創造、環境負荷の低減の面での配慮が必要です。 ・P13 第4章 対象事業の実施予定及び周辺地域の概況 について、対象事業の実施予定及びその周辺地域が設定されていますが、国設藤前干潟鳥獣保護区に指定され、うち323haは特別保護地区であり、ラムサール条約登録地である西側水域が除外されています。80mの煙突が建つこと自体が周辺の鳥類に影響を与えることは自明です。この水域を対象から除外しては極めて不十分な致命的欠陥をもった環境影響評価としかありません。環境影響評価の対象地域に西側水域を含めるべきです。 ・P13 第4章 対象事業の実施予定及び周辺地域の概況 について、「調査対象区域」から西側水域が除外されていますが、生息する鳥類にはこのような「線引き」はまったく意味がなく、「調査対象区域」に限定せずに、鳥類を始めとする周辺の生態系への影響調査を行うべきです。 ・P20～22 第4章 1-2(1)気象 について、「調査対象区域周辺の風向の状況」データでも東の要素を含む風向が存在することは明白で、施設の煙突から排出されるばい煙が西側水域に影響を与えることは明白です。この点からも西側水域を「調査対象区域」から除外することは誤りであることがわかります。 ・P42～43 第4章 1-4、P64～65 第5章 1-1 について、「景観、人と自然との触れ合いの活動の場」という項目でありながら、西側に接する国設藤前干潟鳥獣保護区に指定され、うち323haは特別保護地区であり、ラムサール条約登録地である水域についてまったく触れられていません。また建設が計画されている藤前干潟利用センター(正式名称は未定)についても触れられていません。ともに調査項目として記載して、環境影響評価を行うべきです。第5章では工場跡地での建設工事だからとして「景観、人と自然との触れ合いの活動の場」が、環境要素に抽出されていません。これは、「調査対象区域」から西側水域を除外しているからにすぎません。西側に、ラムサール条約登録地という重要な「景観、人と自然との触れ合いの活動の場」が隣接しているわけですから、環境要素に加えるべきです。</p>	<p>事業の実施に伴うラムサール条約登録湿地への影響については、ほとんど生じないものと考えておりますが、市民の皆様の意見を参考に検討いたします。 また、方法書で示した「調査対象区域」については、方法書の内容の周知を図るべき必要範囲(陸地)を表示しています。なお、事業予定地及び周辺のうち、公園、緑地については動植物の現地調査を行い、湿地については動植物についての既存資料による調査を行う考えであります。また、湿地の鳥類に及ぼす影響については、大気質、騒音等の定量化できる環境項目について、類似事例や既存資料から定性的に予測する考えです。</p>
16	<p>・P23～28 第4章 1-2(2) について、大気汚染の現況を把握するための測定地点2ヵ所はともに「調査対象区域」から2～4kmほど離れています。正確な現況を把握するために「調査対象区域」により近接した測定地点での測定をおこなうべきです。</p>	<p>方法書に記載した箇所については、現段階で事業予定地に最も近く、データのにもより確実に得られる既存の常時監視測定局としております。ただし、今後、予測に使うものについては、事業予定地内で行う四季1週間の地上気象調査の結果を基に、これら常時監視測定局等のデータと比較し、その妥当性をみて採用していく考えであります。</p>
17	<p>・P64～88 第5章 について、施設や煙突からのばい煙や排ガスによる大気への影響は要因として記載されていますが、主に煙突からと想定される熱については抜けています。煙突など施設からの熱は上昇気流の要因となり鳥類の飛行に大きな影響を与えます。影響要因として発生熱とそれによる気流を加えるべきです。</p>	<p>汚泥焼却による発生熱につきましては、有効利用を積極的に検討することとしておりますが、放出する熱については、予測手法を含め、他の事例を参考に検討いたします。</p>
18	<p>・第2章 対象事業の目的および内容 1-2「建設の目的」 について、下水の高度処理化(脱窒・脱リンの三次処理)による汚泥量の増加は脱窒菌の菌体増殖によるものとリンの凝集沈澱によるものであり、これを他の汚泥と合せて処理するのではなく、別途処理して肥料等に利用することを検討する必要があります。合流式の下水道改善は雨水と下水を分流するものであり、これにより汚泥は減少するものと考えられますが、「これらに伴って増加する汚泥量」というのは技術的な問題点があるのではないのでしょうか？</p>	<p>汚泥の堆肥化は、その発生量に比較し市内における緑農地利用での見込みが極めて少ないこと、さらに緑農地利用は時期的に限られることから、本市では、焼却によって汚泥をさらに減量化し、有効利用しやすい焼却灰の建設資材化を進めることとしております。汚水と雨水を同一の管路で流す合流式下水道は、降雨の初期に路面の汚れが混じった雨水や、汚水の一部が公共用水域に放流されやすいことが課題となっています。合流式改善の手法として、分流化もありますが、道路及び宅地内の管路の2化という課題があり、より早期に事業効果を達成するため、本市では主に、汚濁負荷量の高い降雨初期の下水を貯留・処理する方策を採用しています。</p>
19	<p>・第2章 対象事業の目的および内容 2「事業の内容」 について、計画汚泥量が日平均20,000m<sup>3</sup>/日とあり、将来の発生汚泥量約34,000m<sup>3</sup>/日が見込まれているとありますが、その根拠を明らかにする必要があります。</p>	<p>資料 1 の通り、原因別(下水道整備によるもの、高度処理化によるもの、合流式下水道の改善によるもの)に分けて、現状と将来における発生汚泥量を推定しております。</p>

20	<p>・第3章 事前配慮の内容 2 建設作業時を想定した配慮 について、「生活環境の保全」「環境汚染」「工事関連車両の走行による公害の防止」の事項で「工事関連車両を分散させる走行ルートの選定」という内容は排出ガスを分散させる発想で公害防止の観点ではありません。公害防止の観点からは低公害車の導入を図るべきです。 同様に「環境負荷の低減」「地球環境」「地球環境問題に対する取り組みの推進」の事項では工事関連車両の規格を明確に示す必要があります。</p>	<p>建設作業時における工事関連車両については、公害防止の観点から排出ガス対策型を導入する予定であります。工事関連車両を分散させる走行ルートの選定については、騒音、振動、安全性等について配慮したものであり、工事関連車両の規格の明示については、建設時までの間、さらに規制・基準等の変動も考えられるため、詳細につきましては、準備書段階で検討します。</p>
21	<p>・第3章 事前配慮の内容 3 施設の使用時を想定した配慮 について、「生活環境の保全」「環境汚染」「公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止」の事項では「発生した排水(返流水)は、一定の処理をした後、宝神下水処理場へ返送し再処理する」とありますが、再処理して環境基準値以下とするから問題はないということではなく、環境負荷として総排水量がどれだけあるかという観点が必要で</p>	<p>現状と、空見の第1期分(全体計画の1/4能力相当施設)における水質項目(BOD、COD、SS、N、P)を比較しますと、資料 に示す通り、濃度、負荷量ともに全項目で、空見第1期分が現状に対して下回ると推定しております。さらに、宝神下水処理場の増設施設が高度処理対応となり、かつ空見の全体計画の返流水が返送された場合でも、現状に比べ濃度、負荷量ともに全項目で下回ると推定しております。</p>
22	<p>・第4章 対象事業の実施予定地およびその周辺地域の概況 について、「本施設の煙突から排出されるばい煙の最大着地濃度が出現する範囲を予測し、.....」調査対象区域、を設定した」とありますが、名古屋港・伊勢湾に対する水域環境負荷を少なくするのが本事業の最大目的である以上、事業予定地西側の庄内川河口域を調査対象区域から除外するのは根本的に間違っています。また、庄内川河口域を含む事業予定地に隣接するラムサール条約登録湿地に対する影響評価を行わないのはラムサール条約登録湿地の重要性を認識していないものと判断されます。</p>	<p>方法書で示した「調査対象区域」については、方法書の内容の周知を図るべき必要な範囲(陸地)を表示しています。なお、事業予定地及び周辺のうち、公園、緑地については動植物の現地調査を行い、湿地については動植物についての既存資料による調査を行う考えであります。また、湿地の鳥類に及ぼす影響については、大気質、騒音等の定量化できる環境項目について、類似事例や既存資料から定性的に予測する考えです。</p>
23	<p>・第4章 対象事業の実施予定地およびその周辺地域の概況 1-3 水環境の状況 (1)水象において、「調査対象区域」には河川が存在していない」とありますが、上述のように意図的に調査対象区域から除外したためです。このような認識では水環境の改善を本気で考えているとは思われません。庄内川河口域、ラムサール条約登録湿地を調査対象区域に含めて水質調査を実施する必要があります。また、工事中および施設の稼働時に河口域の水質調査を除外しているのも極めて意図的であると思われる</p>	<p>工事中の排水については、放流する前に沈殿処理等を行い、既存の排水路よりラムサール条約登録湿地と反対側の東側海域に放流する計画であり、放流直下での水質調査を行います。一方、本施設からの返流水が返送された場合の、宝神下水処理場における放流水負荷量については、資料 のように推定しております。 現状と、空見の第1期分(全体計画の1/4能力相当施設)における水質項目(BOD、COD、SS、N、P)を比較しますと、濃度、負荷量ともに全項目で、空見第1期分が現状に対して下回ると推定しております。さらに、宝神下水処理場の増設施設が高度処理対応となり、かつ空見の全体計画の返流水が返送された場合でも、現状に比べ濃度、負荷量ともに全項目で下回ると推定しております。</p>
24	<p>・第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 2-6 水質・底質の項目 について、建設工事の排水の放流先排出口直下の公共用水域(事業予定地東側の海域)で調査するとしていますが、事業予定地東側は海域ではなく陸域です。事業予定地直近の西側の河川域に排水せず東側の陸域を横断して海域に排水する理由を明らかにする必要があります。 施設の稼働時には「発生する汚水は宝神下水処理場へ返送し、処理することから、周辺の水質・底質に影響を与えない」ために水質・底質は調査する必要はないとしています。</p>	<p>建設工事で発生する排水は、主に地下水及び雨水が対象であり、放流前に沈殿処理等の排水処理を行う予定であります。排水方法については、東側海域に放流される既存の排水路がありますので、この排水路を使って放流する予定です。なお、宝神処理場での高度処理対応による名古屋港・伊勢湾に対する水質への寄与度を算出することは難しいと判断しております。 また、本施設からの返流水が返送された場合の、宝神下水処理場における放流水負荷量については、資料 のように推定しております。 現状と、空見の第1期分(全体計画の1/4能力相当施設)における水質項目(BOD、COD、SS、N、P)を比較しますと、濃度、負荷量ともに全項目で、空見第1期分が現状に対して下回ると推定しております。さらに、宝神下水処理場の増設施設が高度処理対応となり、かつ空見の全体計画の返流水が返送された場合でも、現状に比べ濃度、負荷量ともに全項目で下回ると推定しております。</p>
25	<p>・第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 表5-1-2 環境要素と影響要因との関連及び抽出した理由・しなかった理由のまとめ において、(11)～(13)植物、動物、生態系について工事中調査しない理由として「工場地での建設工事であり、植物の生息環境、動物の生息環境、生態系に影響を与えない」とありますが、事業予定地西側の庄内川河口域及びラムサール条約登録湿地を調査区域から意図的に除外したためです。水質・底質で庄内川河口域を調査する必要があるわけですから、ラムサール湿地に飛来する渡り鳥に影響を及ぼさず及ぼさないかについて特に工事中は調査する必要があると思われる</p>	<p>事業予定地及び周辺のうち、公園、緑地については動植物の現地調査を行い、湿地については動植物についての既存資料による調査を行う考えであります。また、湿地の鳥類に及ぼす影響については、大気質、騒音等の定量化できる環境項目について、類似事例や既存資料から定性的に予測する考えです。</p>
26	<p>・下水道事業全体の計画(戦略)アセスメントの必要性について、私たちが提示したいのは、本事業アセスメント手続きの中の方法書への意見と言うより、その前段階である、まず計画全体を決定する過程での、考え方の意見です。 まずは、名古屋市の下水道計画を、環境都市名古屋の総合的戦略、21世紀へのビジョンの中で、どう位置付け、どう展開していくかが、検討される必要がある。 したがって、以下に指摘する諸点から、これまであった下水道計画全体の抜本的再検討を、NGO、研究者、関心ある人々の「市民参画」によって始めるべきである。 ・本事業の目的で述べられているように、この計画自体が平成25年から45年にわたる長期のもので、21世紀の都市計画、環境戦略を決定づけるものである、であればこそ、そうした意識のもとに、これまでの進め方を抜本的に見なおすべきである。</p>	<p>名古屋市政全体の基本方針として、市民とのパートナーシップによるまちづくりは大きなテーマでありまして、下水道事業におきまして、このような観点から市民の皆様への説明や行政評価実施による事業計画への反映も行っているところがあります。また、港区の地域環境審議会においては、学識経験者および地元市民の方々に、事業の目的、内容等を説明させていただき意見をいただいております。一方、今後、都市計画決定を進める過程におきましても、案の作成段階から公聴会や縦覧等を行いまして、様々な意見をいただくこととしており、事業実施に向けての参考とさせていただきます予定であります。</p>

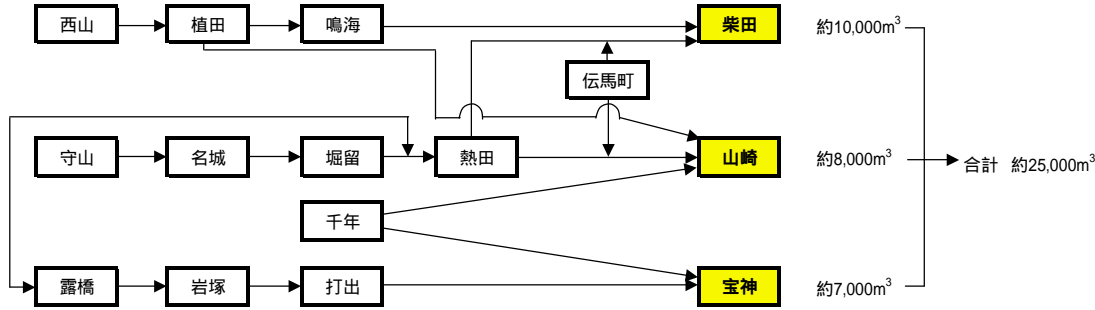
27	<p>・名古屋市の下水処理計画は、これまで快適な都市環境の実現を旗印に、下水道普及率の向上をめざして進められてきたが、一応の成果を上げた今、進むべき方向は以上の諸点を踏まえ、水質改善をめざした汚濁負荷削減の実現であり、下水処理過程における汚泥の減量を求められるべきである。</p>	<p>将来の発生汚泥量は、資料 に示す通り、現状より増加すると考えております。下水汚泥の減量化は、下水処理が生物処理によって、下水中の汚濁負荷を汚泥中に移行させるというシステムの特性からいって、処理前に減量化可能な都市ごみとは違って難しい点があります。水域への放流負荷量を削減させ、水環境の向上を図っていくためには、汚泥量の増加は避けられないものと考えております。</p>
28	<p>・活性汚泥による現在の下水処理では水に溶けた窒素やリンの除去は不可能とされてきて、それらは干潟の付着藻類による光合成によってのみ可能と聞く。いわゆる高度処理(第3次処理)の採用でどこまで出せるのか、その他のバイオテクノロジーによって何が可能ななどの検討が必要である。</p>	<p>今後導入予定の活性汚泥を用いた高度処理では、生物学的に窒素、リンを約70～80%除去でき、他都市の事例からいっても、放流水質として、窒素で9mg/l以下、リンで0.5mg/l以下のレベルが可能であると推定しております。</p>
29	<p>・汚泥の脱水・焼却処理についても「脱焼却」方策としての、堆肥化などが可能であり、研究されるべきである。また、大規模広域集中処理で進められてきた下水処理を、小規模分散型、あるいは個別発生源処理方式に変えていくべきである。</p>	<p>汚泥の堆肥化による発生量が比較し、市内における緑農地利用の見込み量は極めて少ないこと、さらに緑農地利用は時期的に限られることから、本市では、焼却によってさらに減量化し、焼却灰の建設資材化を進めることとしております。また、現在では、本市の下水道の人口普及率も97%を超える水準に達しており、残された下水道未整備区域においても、人口密度が比較的高いことから、整備手法として、既存の下水道施設を活用することを基本とすることが、得策であると考えております。</p>
30	<p>・今度示された事業計画は、老朽化した施設の立替に主眼があり、合流式下水処理方式の改善、高度処理による窒素リンの削減も挙げてはいるが、場当たりの施策の印象を免れない。ましてや、すべての汚泥処理施設をラムサール登録地に集中させる神経は常識的には理解できない。まずは上記のように総合的戦略を検討し、その中で空見の位置付けがなされるべきである。</p>	<p>将来、市内3箇所ある汚泥処理場を2箇所にし、その1箇所を本施設としております。高度処理の導入や合流式下水道の改善は、名古屋港を始めとする伊勢湾における環境基準の達成には欠かせないものであり、生物処理の特性上、汚泥量は増加することになりますが、本施設の全体が完成した場合においても、資料 に示す通り、宝神下水処理場から排出される総負荷量は現状よりも削減できるものと推定しております。</p>
31	<p>・藤前干潟の環境アセスメントに関して私たちが社会的に学んだことは、こうした公共事業が、情性的な行政企画によって進められ、真の公共性や、科学的な判断を求めることなく、事業者が自ら評価し、自ら審査者にもなるアセスメント制度の根本欠陥でもある、恣意的・欺瞞的な判断と手続きが進められる危険性であった。そしてそうした過ちを救ったのは、現場を愛し、よく知る市民と、まっとうな研究者の協働による「市民の科学」であった。今回の事業アセスメントも、隣接ラムサール登録地の動植物や生態系、そこに集う人々への影響さえ初めから無視してかかるような、恣意的な評価項目の選定を見ても、同じことが再現される危険を禁じえない。市民やNPO、研究者の常識的で科学的な判断を生かして総合的戦略を検討しなおす協議の場が、まず設定されるべきである。</p>	<p>アセスメントの手続きや制度そのものについての見解は、事業者として差し控えないと考えております。</p>
32	<p>・名古屋市の藤前干潟がラムサール登録され、保全されることが決まったことを大変うれしく思います。一番大切なことは、ラムサールになった、というお墨付きの名称ではなく、藤前干潟を含む庄内川全域についての環境そのものをどう保全するのが、ごみや排水などの問題をどう減少していくに真剣に取り組んでいくことであると思います。今回、藤前に近い場所に汚泥処理場計画が起り、アセスも藤前干潟を対象外にしていると知って、暗澹たる思いです。施設センターが藤前にではなく稲永ありきから、という話もそうですが、行政サイドへ保全についての話が向かっていく毎に、保全の真の意味である自然環境や、そこに住む生き物についての視点やまなざしが失われ、人間側の都合が優先されていく事になってしまうのは悲しいことです。もう一度、藤前干潟が守られることになった原点を振り返り、本質的な保全とは何なのかを、行政、市民、NGOと話し合いながら進めていくことを切に要望いたします。汚泥処理場計画は、その意味からも再考していただくようお願いいたします。</p>	<p>方法書で示した「調査対象区域」については、方法書の内容の周知を図るべき必要な範囲(陸地)を表示しています。なお、事業予定地及び周辺のうち、公園、緑地については動植物の現地調査を行い、湿地については動植物についての既存資料による調査を行う考えであります。また、湿地の鳥類に及ぼす影響については、大気質、騒音等の定量化できる環境項目について、類似事例や既存資料から定性的に予測する考えです。一方、今後、名古屋港を始めとする公共用水域の水質改善を図るため、高度処理の導入や合流式下水道の改善は欠かせないものであり、結果として汚泥量は増加することになりますが、増加する汚泥につきましても最新の技術を導入することにより、藤前干潟に対する水質的な負荷は、資料 に示す通り、現状よりも削減できるものと推定しております。また、名古屋市政全体の基本方針としまして、市民とのパートナーシップによるまちづくりは大きなテーマでありまして、下水道事業におきましても、このような観点から市民の皆様への説明や行政評価実施による事業計画への反映も行っているところでもあります。また、港区の地域環境審議会においては、学識経験者および地元市民の方々に、事業の目的、内容等を説明させていただき意見をいただいております。一方、今後、都市計画決定を進める過程におきましても、案の作成段階から公聴会や縦覧等を行いまして、様々な意見をいただくこととしており、事業実施に向けての参考とさせていただきます。予定であります。</p>

# 名古屋市の下水汚泥処理の概況図



名古屋市の下汚泥処理の概況

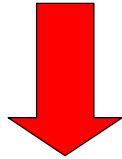
現状フロー



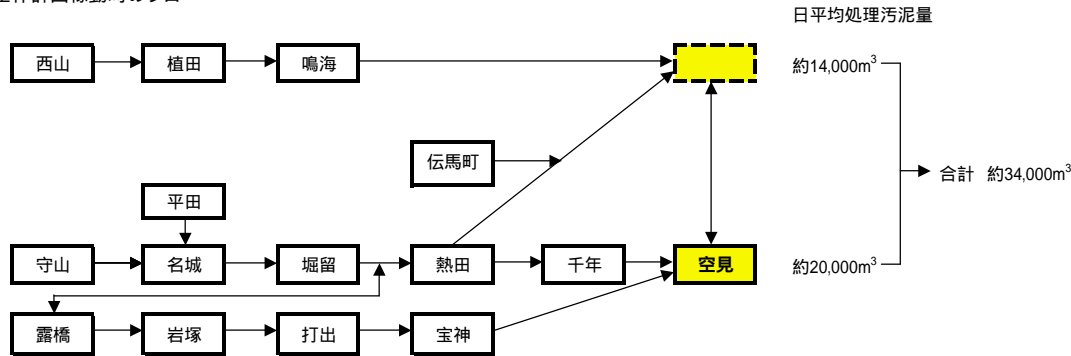
発生原因別事業	発生汚泥量 (m³/日)	整備率
下水道整備	約24,500	約97%
合流式下水道の改善	約350	約11%
下水の高度処理化	-	約1%
合計	約25,000	

現状での課題事項

宝神処理場の汚泥処理施設の老朽化が著しく 早急な改築更新が必要である。  
 現位置での改築更新に関し、現機能を保持しつつ行うには敷地上、困難である。  
 さらに、将来的な発生汚泥量の増加が見込まれることから、改築更新にあたっては、能力の増強を踏まえる必要がある。  
 現施設建設当時と比べ、周辺環境が大きく様変わり(宅地化の進展等)し、現状以上の敷地拡大は周辺及び付近においても困難である。  
 現有処理場においては、将来の高度処理導入での水処理施設の拡張を考えると、汚泥処理のスペース確保が困難である。



空見全体計画稼働時のフロー



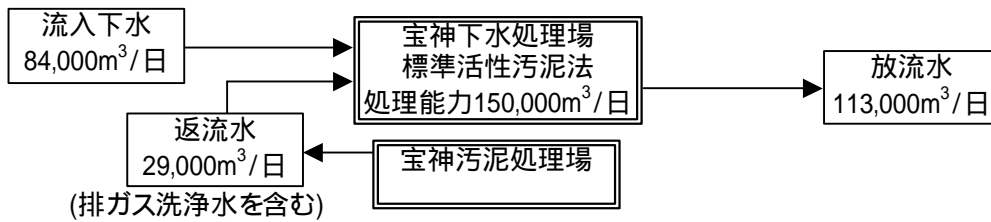
発生原因別事業	発生汚泥量 (m³/日)	整備率	増加理由
下水道整備	約26,000	約100%	下水道の普及及び水洗化率の向上により 流入下水水量が増加し、汚泥量が増加する
合流式下水道の改善	約3,000	約100%	合流式下水道の改善により 回収できる汚濁負荷が増加するため
下水の高度処理化	約4,500	約65%	N,P除去可能な高度処理法では、SS除去率の向上、急速ろ過及び凝集剤の添加によって汚泥量が増加する
合計	約34,000		

... 空見  
 ... 汚泥輸送管 (圧送方式)  
 ... 下水処理場

宝神下水処理場の放流負荷量

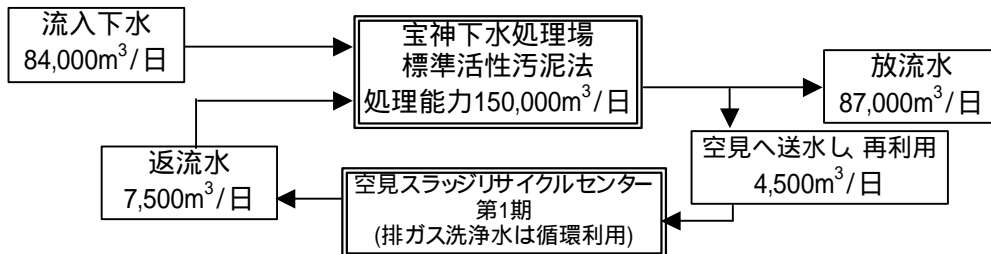
資料

ケース 現状



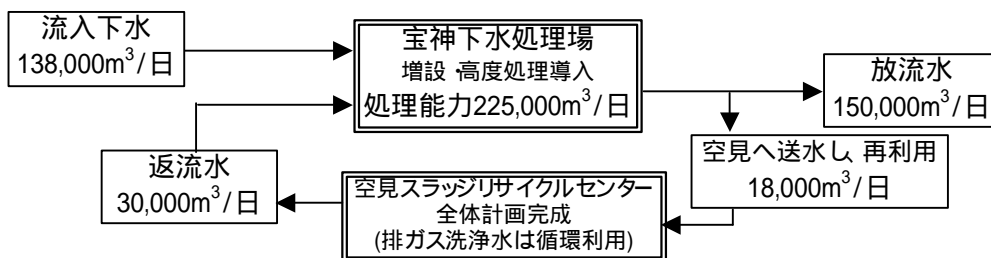
項目	流入下水(A)		返流水(B)		混合水(A+B)		放流水	
	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)
BOD	117	9.83	303	8.79	165	18.62	9.9	1.12
COD	86	7.22	297	8.61	140	15.84	14.0	1.58
SS	101	8.48	881	25.55	301	34.03	7.5	0.85
T-N	21.9	1.84	64.2	1.86	32.8	3.70	13.8	1.56
T-P	3.8	0.32	21.5	0.62	8.4	0.94	1.3	0.14

ケース 宝神処理場に空見の第一期分の返流水が返送された場合



項目	流入下水(A)		返流水(B)		混合水(A+B)		放流水	
	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)
BOD	117	9.83	200	1.50	124	11.33	7.4	0.65
COD	86	7.22	110	0.83	88	8.05	8.8	0.77
SS	101	8.48	200	1.50	109	9.98	2.7	0.24
T-N	21.9	1.84	35.0	0.26	23.0	2.10	9.7	0.84
T-P	3.8	0.32	5.0	0.04	3.9	0.36	0.6	0.05

ケース 宝神処理場の増設時に高度処理導入、空見の全体計画の返流水が返送された場合



項目	流入下水(A)		返流水(B)		混合水(A+B)		放流水	
	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)	濃度 (mg/l)	負荷量 (t/日)
BOD	117	16.15	200	6.00	132	22.15	4.5	0.67
COD	86	11.87	110	3.30	90	15.17	7.0	1.05
SS	101	13.94	200	6.00	119	19.94	1.6	0.24
T-N	21.9	3.02	35.0	1.05	24.2	4.07	7.7	1.15
T-P	3.8	0.53	5.0	0.15	4.0	0.68	0.5	0.07

水量は日平均、処理能力は日最大で表示している